

紀 要

第 5 号

目 次

序

1. 滋賀県出土の埴輪資料集(その2) …………… (稲垣 正宏・平井 佳子)
 2. 粟津湖底遺跡の地形環境 …………… (伊庭 功)
 3. 京のキリシタン
—京都市内出土のキリシタン墓碑と
キリスト教徒の動向に関する覚書— …………… (上垣 幸徳)
 4. 坂田酒人氏について
—平城京「二条大路木簡」の発見と関連して— …………… (大橋 信弥)
 5. 人はそれでもタンパクシツを欲した
—土錘出土量から見た近江における網漁の展開・特に中世—
…………… (大沼 芳幸)
 6. 近江岡坂田荘の開発(上)
—長浜市大東遺跡を中心として— …………… (北村 圭弘)
 7. 中世墓地にみる集団構造
—その基礎的操作(1)— …………… (瀬口 眞司)
 8. 滋賀県内出土漆製品集成 一前編一 …………… (中川 正人)
 9. 草津市中畑遺跡出土の平安時代鞆について …………… (平井 美典)
-
-

1992. 3

財団法人 滋賀県文化財保護協会

6. 近江国坂田荘の開発（上）

— 長浜市大東遺跡を中心として —

北村圭弘

1. はじめに

近江国坂田荘は琵琶湖北東部の滋賀県長浜市宮司町、大東町、室町、大辰巳町、勝町、四塚町地先を中心に展開した荘園で、少なくとも中世には興福寺領および延暦寺領の荘園として存在したことが知られている。延暦寺領坂田荘は天曆8年（954）に藤原師輔の楞嚴三昧院の建立寄進に伴い、その料所とされた藤原氏領荘園から発展したものと推測され、興福寺領坂田荘は、それに際し藤原氏領のまま遺存した部分がのちに興福寺領化したものと推測される。

筆者は昭和63年（1988）以降、この坂田荘の荘域に比定される地域において、しばしば遺跡の発掘調査を担当する機会を得てきた。とくに平成元年（1989）より継続して担当してきた大東遺跡の発掘調査においては、検出される奈良時代から平安時代にかけての大規模な掘立柱建物群とそれを規制する各種の地割溝、また古代寺院の存在を推測させる瓦溜等の遺構の存在、および遺跡そのものの地理的位置などから、当該遺跡が坂田荘の開発を語る上で欠くことのできない重要な遺跡であるとの認識を有すに至った。

本稿ではこうした観点から姉川扇状地の扇端部にある坂田荘が、大東遺跡を中心として如何なる過程を経て開発されてきたかを明らかにしたいと考える。そのためにまず前半の作業として文献史料等から坂田荘の位置と荘域を確認し、ついで現地踏査等の結果から荘園の内部構成等についてその概要を把握したのち、最後に大東遺跡の発掘調査を中心とした考古学的検討をこころみることとしたい。

2. 坂田荘の位置と荘域

① 研究史と問題の所在

坂田荘^①の位置と荘域について、最初に見解を示したのは『近江坂田郡志』^②である。同書は坂田郡衙の比定地（長浜市小堀町）との関連から「坂田荘は今の南北郷里二村と神照村の幾部とを併せた古保利荘」として『近江輿地志略』^③にみえる「郷里荘」をあてている^④。清水正健の『荘園史料』^⑤も基本的にはこの見解を踏襲し、「和名鈔坂田郡上坂下坂二郷ありて、古は之を坂田邑と云へば、この荘は、二郷の域ならむとも思はるれど、別に下坂荘あれば、これは上坂郷の荘となりしものなるべし、今も郡中に東西上坂村存す、」と述べ、坂田荘を当時北郷里村の大字であった、現長浜市の東上坂町、西上坂町付近に比定している。

以上の研究に対し『改訂近江国坂田郡志』^⑥は坂田郡条里の研究結果^⑦を基に、『総持寺文書』および『大原観音寺文書』中の地券類にみられる坂田荘についての条里記載等から、はじめてその位

置を明らかにした。同書によると坂田荘は坂田郡糸里の7条5里、7条6里、8条5里、8条6里、8条7里、すなわち現長浜市の宮司町、大東町、室町、大辰巳町、勝町、四塚町を荘域としていたということになる。

近年相次いで刊行された地名辞典類⁶⁰もこの研究成果に拠っているが、ここで明かにされたのは楞嚴院荘とも称された延暦寺領坂田荘の荘域のみであり、興福寺領坂田荘の荘域についてはこれまでに異なるふたつの見解が提出されている。ひとつは春日神社の鎮座する長浜市大東町付近を荘域の中心とみるものであり、もうひとつは同じ興福寺領の山階荘と同一のものと考え、長浜市山階町付近に荘域を比定しようとするものである⁶¹。興福寺領坂田荘の位置と荘域をめぐる、こうしたふたつの見解の対立は、その前身と推定される藤原氏領坂田荘の存在やそれにかかる延暦寺領坂田荘の成立事情等を考慮するとき、単純にそれのみの問題にとどまるものではなく、坂田荘全体の問題を考察するうえで看過できない重要な課題になるものと思われる。

以下ではこうした観点から、これまでの研究成果をふまえ、延暦寺領坂田荘の位置と荘域をあらためて確認し、そのうち興福寺領坂田荘の位置と荘域について検討していきたいと考える。

② 坂田荘の荘域についての史料

ここでは坂田荘の荘域を考察するにあつての基礎史料を提示しておきたい⁶²。

文和3年(1353)「僧成秀田地売券」大原観音寺文書42

「坂田御庄内八條六里十八坪」

長享2年(1488)「宮川栄重田地寄進状」総持寺文書24

「坂田庄之内七條六里廿九坪」

明応10年(1501)「楞嚴院長忠田地替地状」総持寺文書43

「坂田庄七條六里十四坪」、「坂田庄内八條五里廿六坪」、「同庄之内八條六里十九坪」

以上が『大原観音寺文書』および『総持寺文書』中に認められる坂田荘についての条里記載である。これによると坂田荘は少なくとも14世紀から16世紀にかけて、坂田郡糸里でいう7条6里、8条5里、8条6里を含む範囲を荘域としていたことがうかがわれる。

しかし一方で、以上で明らかになった坂田荘の荘域と、荘域の重複することの明らかな荘園も知られている。八幡荘と楞嚴院荘がそれである。前者については後に述べることとし、以下ではまず楞嚴院荘についての史料を示しておきたい。

元亨1年(1321)「葭原生子女田地売券」大原観音寺文書27

「楞嚴院 内八條六里十八坪」

貞治5年(1367)「僧了智先師眼誓印忌日田寄進状」51

「楞 八條六里」

嘉慶3年(1390)「教道田地売券」大原観音寺文書58

「楞嚴院御庄内、八條六里六坪」

明德2年(1391)「左近田地売券」大原観音寺文書59

「楞嚴院御庄内八條六里六坪」

明德3年(1392)「阿闍梨聖尊福寺如法經奉納田地寄進状」大原観音寺文書60

「楞嚴院御庄内八條七里廿七坪」
応永2年(1395)「祐尊外四名連署田地寄進状」大原観音寺文書77
「楞嚴院之御庄内、八條六里六坪」「同六里卅四坪」
応永23年(1406)「祐尊外四名連署田地寄進状」大原観音寺文書78
「楞嚴院御庄内 八條六里六坪」「同六里卅四坪」「同七里四坪」「同七里六坪」
永享9年(1437)「平四郎右衛門田地売券」総持寺文書4
「楞嚴院庄之内、漆條五里廿四坪」
文安4年(1447)「小堀善光田地寄進状」総持寺文書9
「楞嚴院庄 七條五里十八坪」
文安6年(1449)「馬淵彦七田地寄進状」総持寺文書10
「楞嚴院庄之内八條五里廿二坪」「同卅六坪」
長祿2年(1458)「垣見榮直田地寄進状」総持寺文書12
「楞嚴院之庄内七條六里廿六坪」
長祿4年(1460)「垣見之影・之光・経之連署田地売券」総持寺文書13
「楞嚴院庄内、七條五里十九坪」
寛正5年(1465)「箕浦孫介田地寄進状」大原観音寺文書136
「楞嚴院庄 □□□ 八條六里十八坪」
長享3年(1489)「小堀直次田地売券」総持寺文書25
「楞嚴院庄内、八條六里十二坪」「同八條七里廿五坪」
明応2年(1493)「小堀直忠・聖順連署田地売券」総持寺文書29
「楞嚴院荘之内、八條五里一坪」
明応2年(1493)「馬場頼秀田地寄進状」総持寺文書30
「楞嚴院庄内八條五里卅二坪」
明応3年(1494)「高野辺孫三郎外一名下司楞嚴院長忠連署売券」総持寺文書31
「楞嚴院庄内八條六里卅坪」
明応8年(1499)「垣見基光田地売券」総持寺文書38
「楞嚴院庄之内八條五里十五坪」
明応9年(1500)「宮川榮重公方年貢田地売券」総持寺文書42
「楞嚴院庄内七條六里七坪」
永正元年(1504)「彦右衛門・下司楞嚴院長忠等連署聖真子観音常田売券」総持寺文書52
「楞嚴院庄之内、七條六里拾壹坪」
永正3年(1506)「楞嚴院長忠田地寄進状」総持寺文書53
「楞嚴院庄之内七條六里十六坪」
天文2年(1533)「大東時衆尼円重・垣見定興連署田地寄進状」総持寺文書70
「楞嚴院庄之内七條五里五坪」
天文19年(1550)「禅林坊承田地寄進状」総持寺文書77

「楞嚴院庄之内八條六里三坪」

天文19年(1550)「総持寺寺家中将公実快田地寄進状」総持寺文書76

「楞嚴院庄之内八條六里十二坪」

天文11年(1583)「助七屋敷売券」総持寺文書103

「楞嚴院庄内七條六里十三ノ坪」

以上の地券類の条里記載によると、楞嚴院荘は少なくとも14世紀から16世紀にかけての間、坂田荘の荘域として復元される7条6里、8条5里、8条6里の範囲に加えて、現在の長浜市宮司町東半部にあたる7条5里、および勝町・四塚町地先にあたる8条7里を含む範囲に展開していたことがわかる。

③ 延暦寺領坂田荘と楞嚴院荘

ここでは前節をふまえ「坂田庄」と「楞嚴院庄」との関係について明らかにしておきたいが、これにあたってまず注目されるのが8条6里18坪の記載法である。同坪は元亨元年(1321)の時点⁽¹⁴⁾で「楞嚴院□□□」、寛正5年(1465)の時点⁽¹⁵⁾で「楞嚴院庄」と記載されているにもかかわらず、時期的にその間に位置する文和3年(1353)の時点⁽¹⁶⁾においては「坂田御庄」とされている。また長享2年(1488)の「宮川栄重田地寄進状」⁽¹⁷⁾には「坂田庄内七條六里廿九坪」と記される一方、同文書の端裏書には「楞ム七條六里廿九坪蓮教 楞嚴院」とみえている。

これらのことから「坂田庄」と記された3件の地券のうち、少なくとも2件の地券にみえる「坂田庄」については「楞嚴院庄」のことを指していることが指摘されるのである。つまり「楞嚴院庄」は「坂田庄」の別称として使用されていた可能性のきわめて高いことが判明するのである。建永元年(1206)の「慈円起請文」⁽¹⁸⁾は延暦寺領坂田荘について「件庄者、楞嚴三昧院根本領、彼法花堂禪供料庄地」と記していることを考慮すれば、「楞嚴院庄」はこうした所領関係から生じた同寺領坂田荘の別称であった可能性がきわめて高いと判断される。このことは「楞嚴院庄」のみが分布する7条5里のなかにあつて、同15坪にあたる小字「岩丸」が、延暦寺領坂田荘の「岩丸名」⁽¹⁹⁾に比定されることから支持されよう。

以上より復元される坂田荘の荘域は「楞嚴院庄」とも称された延暦寺領坂田荘の荘域であり、確実にいえることは、同荘が坂田郡条里の7条5里、7条6里、8条5里、8条6里、8条7里の範囲、すなわち現在の長浜市宮司町、大東町、室町、大辰巳町、勝町、四塚町地先に相当する範囲を中心に展開していたということである。

④ 延暦寺領坂田荘と長浜八幡宮領八幡荘

さきの楞嚴院荘と同様に、山城石清水八幡宮領細江荘を継承したとされる長浜八幡宮領八幡荘もまた、『総持寺文書』中の次の史料によって、坂田荘と重複する7条6里の範囲に荘域のあったことが判明する。

文龜3年(1508)「口分田岩童子・藏人助・徳南丸連書田地売券」総持寺文書50

「八幡庄内七條六里三坪」

大永8年(1528)「東福寺菊蔵坊売券」総持寺文書63

「八幡庄内、七條六里三坪」

天文16年(1547)「惣持寺寺家中将公実快田地寄進状」惣持寺文書75

「八幡庄之内七條六里三坪」

しかしながら八幡荘の荘域の中心は、他の史料により5条10里、6条9里、7条7里など旧長浜町およびその周辺部にあることが確認でき、これが長浜八幡宮の春の例祭である曳山祭で神輿を担ぐ集落(町)の分布と一致している。7条6里は地理的にみても荘域の中心から外れており、かつここを領域とする宮司町は八幡宮の曳山祭りには関与していない。またこの範囲が八幡荘とみえる史料は先に示した『惣持寺文書』のみであり、しかもそれには3坪のみが繰り返し現れるという事実を考慮すると、少なくとも八幡荘が7条6里内に優勢な荘域を有していたとは考えにくい。おそらく坂田荘のごく一部(3坪付近)が長浜八幡宮に寄進されるなどの理由で、慣例的に八幡荘と称されるに至ったものと推測される。したがって八幡荘は坂田荘との間に、ここでの主題が深くかわるような、特に重要な関係を有さないものと考え、本稿ではこれ以上ふれないこととした。

⑤ 興福寺領坂田荘と山階荘

さきの延暦寺領坂田荘とは異なり、興福寺領坂田荘については条里記載等により直接荘域を検討できる史料がない。そのためこれまでにふたつの異なる見解が提出されている^{①)}。ひとつは春日神社の鎮座する現長浜市大東町付近を荘域の中心とみるものであり、もうひとつは同じ興福寺領の山階荘と同一のものと考え、それについての条里記載等から、現在の長浜市山階町(5条6里)付近を中心とみる見解である。

ここではまず両荘を同一のもとする後者の見解を検討したいが、これについてはいまだ明確な根拠が示されていない。推察するに、坂田郡内の興福寺領には坂田荘と山階荘の2荘しかしられていないということをもふまえて、おそらく次のふたつの事実が主たる根拠となっていると思われる。

①坂田荘についての史料が途絶える頃に、山階荘の史料が認められるようになる。

②在地においては山階荘の史料は存在するが、坂田荘についての史料は存在しない。

そうした場合、坂田荘と山階荘の関係をめぐっては、それぞれに対応する次のふたつの場合が考えられる。

③坂田荘と山階荘は同一の荘園で、ある時点で前者から後者への名称の変更があった。

④坂田荘と山階荘は同一の荘園で、在地では後者が前者の別称として使用されていた。

まず③について、坂田荘と山階荘の史料上で確認できる期間を確認してみると、前者は承安元年(1171)^{②)}～延徳元年(1489)^{③)}、後者は明応4年(1495)^{④)}～天文16年(1547)^{⑤)}となる。これを見た場合、両荘の関係についてはさらにふたつの可能性が指摘できる。ひとつは延徳元年～明応4年の間に坂田荘から山階荘への名称の変更があった場合、もうひとつは山階荘についての史料が知られるようになる頃、坂田荘は偶然にも史料から消滅するような状態におかれていた。このふたつの可能性のうち、前者の場合に限って両荘は同一の荘園であることを示していることになる。

しかしながら坂田荘ははやくからたびたび侵略をうけており^{⑥)}、文明16年(1484)の時点ではすでに不知行が確認されている^{⑦)}。延徳元年(1489)の記事は第二次六角征伐中の将軍足利義尚によって興福寺に安堵されたというものだが、それにもかかわらずこれ以降坂田荘に関する史料は見えなくなる。幕府や足利将軍、荘園などがおかれた当時の社会の趨勢を考慮すると、坂田荘は山階荘に

名称を変更して存続したというよりも、むしろ消滅した可能性が高いと判断される。

一方荘名の可能性もある「山階」の名称はすでに応永16年(1409)の大原観音寺文書「本堂造作口記帳」⁽⁴⁾に「山階ノ蓮願」「山階ノ般若房」とみえており、さらに山階荘を拠点としたとされる近江猿樂上三座のひとつ山階座は、徳治3年(1303)の同「伊福貴山弥高太平両寺和与状」に⁽⁵⁾「馬場棧敷猿樂次第事」とみえることなどから、すでに鎌倉時代の末期には活動していたと憶測されている。これらのことを考慮すれば、「山階」の名称が「坂田」の名称と入れ替わりに現れたとすら言いきれない状況にあるといえよう。

以上より、④の坂田荘と山階荘は同一の荘園で、ある時点で前者から後者への名称の変更があったとは考えにくいことが判明した。坂田荘はおそらく15世紀の末頃には消滅し、山階荘についての史料は偶然にもこの頃のものが多く遺存しているにすぎないと考えるのが自然だろう。

つぎに⑤について『大乘院寺社雑事記』における坂田荘と山階荘の記述について見ていく。まず坂田荘については文明8年(1476)5月6日条に興福寺南西院から尋尊あてに坂田荘について使者が送られてきた旨が記され、長享元年(1487)8月3日条には第一次六角征伐に際し興福寺が書き上げた近江国内の同寺領に坂田荘が記されている。一方の山階荘については、8年後の明心4年(1495)10月26日条に、まったく註を記さないまま、同じ南西院から同じ尋尊あてに山階荘についての書状が届いた旨記され、翌月5日条には山階荘の代官について記されている。

④の検討結果より坂田荘から山階荘への名称の変更はなかったことが判明している。このことをふまえて如上の記述をみると、在地に限らず領主側においても、ほぼ同時期に坂田荘と山階荘の両方の名称が使用されており、なおかつそれが同じ筆者の尋尊によって明確に識別され使用されていることがわかる。したがって、山階荘が坂田荘の在地における別称とは考えにくく、かつ両荘が同一の荘園である可能性も認めにくい。むしろ両荘は異なる別の荘園で、坂田荘についての在地の史料がたまたま失われているだけと考えるのが自然であろう。

以上において坂田荘と山階荘を同一の荘園とする見解の二つの根拠を検討した。その結果、坂田荘は山階荘と同一のものとは認めがたいということが判明した。したがって坂田荘の比定地としては、少なくとも長浜市山階町付近である可能性はなくなり、かわってもう一方の長浜市大東町付近が有力な候補地として浮上したことになる。

⑥ 延暦寺領坂田荘と興福寺領坂田荘

ここでは前節をふまえ、延暦寺領坂田荘との関係を整理することによって、興福寺領坂田荘の位置を確認しておきたい。そのためにまず延暦寺領坂田荘の成立過程から明らかにしておく。延暦寺領坂田荘が楞嚴院荘とも称されたのは、すでに明らかにしたように同荘が「楞嚴三昧院根本領」であったことに由来する可能性がきわめて高い。「山門堂舎記」によると楞嚴三昧院には講堂一字に法華三昧堂と常行三昧が付設されており、かつて比叡山横川の「砂碓堂の北東地上」に所在したとされる。同院は右大臣藤原師輔が国家の繁栄と藤原氏一族の繁栄を願い、天曆8年(954)にまず法華三昧堂を創建し元三大師良源に付属したもので、応和2年(962)には藤原伊尹の奏状により、僧六名を常置、公税に加え近江や美濃国の稲八千束が三昧料として付されている。師輔のちに藤原氏の主流となった九条家の祖で、太政大臣忠平を実父、摂政実頼を実兄とし、実子の伊尹もまた

摂政にまで進んでいる⁽²⁶⁾。

以上によって楞嚴三昧院は藤原氏のなかでも最有力者との関係の深いことは明らかだが、特筆すべきは第19代天台座主尋禪もまた師輔の実子ということである。尋禪は天延元年（973）には楞嚴院一身阿闍梨となり、父師輔から所領を譲得して住房の妙香院領となし、師の良源も師輔ほかの帰依者から近江鞆結荘などの所領寄進を受けていた。これらのなかには坂田荘の名も楞嚴院荘の名も認められないが、同荘は確認しうる史料による限り一貫して青蓮院門跡領（妙香院門跡領を含む）であり、かつすでに述べたように「楞嚴三昧院根本領、彼法花堂禪供料庄也」であったことを考慮すれば、「楞嚴院庄」とも称された延曆寺領坂田荘は、楞嚴三昧院の創建に伴いその料所として藤原師輔もしくはその関係者により、寄進された荘園であった可能性がきわめて高いと判断される⁽²⁷⁾。

『玉葉』承安元年（1171）9月23日条の記述によると、興福寺領坂田荘には当時、藤原氏嫡流の九条兼実によって「大織冠大炊女末孫等」と認識される人々の居住していたことが知られ、また同荘をめぐって強訴をおこし入京を企てた興福寺衆徒を時の摂政藤原基房が諫めていることなどが判明する。以上より興福寺領坂田荘は藤原氏と浅からぬ関係をもつ荘園であったことが判明するが、その一方坂田郡内にはいまのところ、これ以外に藤原氏の関与がわずかなりとも判明する荘園は見あたらない。したがって興福寺領坂田荘は坂田郡内において藤原氏との深い関係が判明する唯一の荘園といえるが、前節に示した『大乘院寺社雜事記』の記述からは、藤原氏のなかでも特に師輔の了孫である九条家（同家の子弟が多く大乘院門跡に入寺）との係わりの深かったことがわかる。こうした藤原氏をめぐる坂田郡内の荘園事情や先に明らかにした延曆寺領坂田荘の成立事情等を考慮すると、興福寺領坂田荘は延曆寺領坂田荘の成立に際して藤原氏領のまま残存したものが、のちに興福寺領化したものと判断してよいと思われる。いいかえれば延曆寺領坂田荘と興福寺領坂田荘は、そのいずれもが同じ藤原氏領荘園から発展したものと推測されるのである。したがって両荘が地理的にも近接する位置関係にあったことはほぼ確実といえよう。

つぎに以上をふまえ「坂田庄」「楞嚴院庄」の使用法を検討することによって、如上の想定を補強しておきたい。まず「楞嚴院庄」の使用法で指摘できる特徴的なことは、その名称が在地で記された文書中にのみに認められ、領主側ではいまのところ興福寺、延曆寺の別を問わず、中央の文書中にはまったく知られていないということである。在地における「坂田庄」「楞嚴院庄」の使用法について地券類の記載件数を比較すると「楞嚴院庄」は25件と多いのに対し「坂田庄」はわずか3件しか認められない。しかも「坂田庄」と記す3件のうち確実に2件までが、在地では特別な地位にある人物、すなわち坂田荘公文の宮川栄重⁽²⁸⁾と坂田荘下司の楞嚴院長忠⁽²⁹⁾によって書かれたものであることがわかる。

以上のことを総合して判断すると、坂田荘は在地では「楞嚴院庄」と呼称されるのが一般的で、「坂田庄」と呼ばれる方がむしろ特殊であったということが判明する。領主側が「坂田庄」としか呼称しないものを、不合理にも在地側が敢えて「楞嚴院庄」と呼ばねばならなかったのは、荘の成立事情等から判断して、おそらく興福寺領坂田荘が近くに存在し、かつ先行して在地においても「坂田庄」としか呼ばれていなかったため、もう一方の延曆寺領坂田荘を「楞嚴院庄」と呼んで互いを区別する必要が存在したためだろう。

以上の2点の検討により興福寺領坂田荘は延暦寺領坂田荘と荘域を重複するような近い位置関係にあったことが想定される。前節の検討において有力な比定の候補地となった長浜市大東町付近は、如上の想定を充たす8条5里の範囲内にあり、興福寺領坂田荘の故地であるとしても特に矛盾はみつかからない。

⑦ 小 結

以上の検討の結果、延暦寺領坂田荘は楞嚴院荘の別称を有し、坂田郡条里の7条5里、7条6里、8条5里、8条6里、8条7里、すなわち現長浜市の宮司町、室町、大東町、室町、大辰巳町、勝町、四塚町地先を荘域として展開していたことがわかった。また興福寺領坂田荘は、延暦寺領坂田荘とおなじ藤原氏領荘園から発展したものと推定されることなどから、春日神社の鎮座する長浜市大東町付近にその中心の存在した可能性の高いことが判明した。次章においては、如上の荘域をもって展開した坂田荘の内部構造等について概観することとしたい。

注

- (1) 「庄園」の「庄」は「荘」の草書体の「庄」と字形および音が一致するため用いられるようになった略字で、正字は「荘」であることから史料や引用文中に「庄」が用いられていないかぎり「荘」を用いることとする。なお本稿では「石山院牒」（正倉院文書）にみえる「坂田庄」については扱わないこととする。
- (2) 坂田郡役所 1913年『近江坂田郡志』坂田郡役所
- (3) 以下、特に著名な史料については注をしないこととする。
- (4) 注(3)文献は現長浜市小堀町の「こぼり」の音が「郡」の「こおり」に通じることから、ここを郡衙の比定地と考えた。坂田荘は「坂田」の郡名を負うことから、この付近に荘域が比定された。
- (5) 清水正健 1933年『荘園志料』
- (6) 坂田郡教育会 1941年『改訂近江國坂田郡志』坂田郡教育会
- (7) 坂田郡条里の研究史等は次の文献に詳しい。中村林一 1962年『長浜の條里』長浜市教育委員会（『国道8号線長浜市・近江町バイパス遺跡分布調査報告書1968年度』滋賀県教育委員会に再録）
- (8) a. 竹内理三 1979年『角川日本地名辞典25 滋賀県』角川書店
b. 柴田 實 1991年『滋賀県の地名 日本歴史地名体系25』平凡社
- (9) 興福寺領坂田荘の位置について述べた文献には以下のようなものがある。
 - a. 清水正健 1933年『荘園志料』
 - b. 坂田郡役所 1913年『近江坂田郡志』坂田郡役所
 - c. 坂田郡教育会 1941年『改訂近江國坂田郡志』坂田郡教育会
 - d. 竹内理三 1979年『角川日本地名辞典25 滋賀県』角川書店
 - e. 柴田 實 1991年『滋賀県の地名 日本歴史地名体系25』平凡社
 - f. 森田恭二 1991年「第2編中世」『山東町史本編』山東町興福寺領坂田荘を大東町の春日神社付近に比定する見解は文献cが主張するもので、文献dは「現在地不詳であるが、あるいは山階荘と同一のものかも知れず、そうであれば長浜市山階町の

あたりに比定しうる。」とし、文献 e は「現山階町付近に比定されるが、現在春日神社の鎮座する大東町付近を庄域としていたとも考えられる」「現山階町付近には興福寺領と考えられる山階荘の存在が知られ、当庄と関連があったと思われる」として、態度は保留しながらも山階荘との関連から興福寺領坂田荘を山階町付近に比定しようとしている。なお文献 a、b、f については、すでに本文中において言及したとおり、地名等から坂田荘自体を上坂町付近に比定している。

(10) 以下の文中における文書番号のうち、『総持寺文書』と『大原観音寺文書』の番号については（坂田郡教育会1941年『改訂近江國坂田郡志』坂田郡教育会）による。なお『大原観音寺文書』については（中村林一1975年『滋賀県古文書等緊急調査報告二 大原観音寺文書』滋賀県教育委員会）および（塩野芳夫1986年『山東町史料編』山東町）にも収録されている。

- (11) 大原観音寺文書27
- (12) 大原観音寺文書136
- (13) 大原観音寺文書42
- (14) 総持寺文書24
- (15) 鎌倉遺文1659
- (16) 葛川明王院史料189
- (17) 注(9)参照
- (18) 玉葉 承安元年9月23日条
- (19) 大乘院寺社雜事記 延徳元年10月25日条
- (20) 大乘院寺社雜事記 明応4年10月26日条
- (21) 上坂文書7注(6)他府県下採集文書
- (22) 承安元年の大江信遠、嘉元元年の慈俊・頼俊、延文5年の神沢次郎左衛門尉、康安元年の土肥六郎など
- (23) 多聞院日記文明16年12月26日条
- (24) 大原観音寺文書1注(6)記録並雜類文書
- (25) 大原観音寺文書22
- (26) 注(8)文献ほか、主として以下の文献を参照した
影山春樹1978年『比叡山寺』同朋社
国史大辞典編集委員会1979年～『国史大辞典』吉川弘文館
- (27) 注(26)に同じ
- (28) 総持寺文書24
- (29) 総持寺文書43

編集後記

本号には9編の論考を掲載することができた。第4号が協会設立20周年記念ということもあり、多くの論考が寄せられたため、本号には1篇の原稿も集まらないのではないかと編集者の杞憂が一蹴されたことに安堵感と喜びを覚えた。これはひとえに職員各自の日々研鑽の賜ものであり、それぞれが発掘調査のみに忙殺されることなく小さな研究者としての責務を全うしたことの何よりの証しとして評価されるものであると考えられる。次号以降もより多くの方々からの投稿を期待する次第である。

編集者

平成4年3月

紀要 第5号

編集・発行 財団法人 滋賀県文化財保護協会
大津市瀬田南大萱町1732-2
Tel(0775) 48 9780・9781

印刷 中西印刷株式会社
京都市上京区下立売通小川東入ル
Tel(075) 441-3155 Fax(075) 441-3159